

壱岐市地域公共交通会議議事録（要旨）

日時：令和3年10月7日（木）9:55～10:30

場所：壱岐市役所郷ノ浦庁舎 2階 会議室

《委員》

壱岐市副市長（会長）	眞鍋 陽晃
壱岐交通株式会社 総務部長	斉藤 季之
壱岐地区タクシー協会 会長	立石 新
壱岐市公民館連絡協議会 会長	植村 千秋（欠席）
国土交通省九州運輸局長崎運輸支局 支局長	織田 陽一（代理 高瀬首席専門官） （随行 佐藤専門官）
壱岐交通株式会社労働組合 執行委員長	平田 誠

《事務局》

壱岐市総務部 部長	久間 博喜
壱岐市総務部総務課 課長	平田 英貴
課長補佐	安永 多十
主任主事	田山 和樹

会議内容

会長挨拶 眞鍋副市長挨拶

委員紹介 委員の紹介

協議事項

①壱岐市営乗合タクシー（初山地区）の運行について

別紙資料により内容等を事務局が説明

意見等

委員：運行開始の予定は

事務局：当初11月1日運行開始を目標に協議をすすめていたが、新型コロナウイルスの影響のため運転者講習等の受講が遅れたことなどにより、運輸局への登録申請も遅れている。

10月中旬には、運輸局への登録手続きができると考えており、事務処理期間が1か月程度と聞いているので、早ければ11月中旬に登録となり、その後の運行開始となると見込んでいる。

委員：路線バスの運行区域と重複はするのか。また、予約システム等の導入を予定しているのか

事務局：路線バスの運行区域と重複することになるが、利用者の自宅からバス停よりも近い場所での乗降となるので、よりきめ細かい範囲をカバーできる形となる。路線バスの運行時

間とは重ならない時間帯での運行を予定しているが、今後、事業者との協議は必要になると考えている。

予約システムの導入は予定していないので、予約時点で順路を把握し運転者へ連絡する方法を予定している。

委員：乗合タクシーの利用者は、限定されるのか。運行区域の駐車場所を誰でも自由に利用することができれば、交通事業者に影響が出る。

事務局：初山地区の登録された方に限定する予定である。運行区域内を路線バスのように移動するのではなく、予約された乗降場所にしか行かない。ただし、折り返し場所の壱岐病院へは行くことになる。

委員：運転者の名簿の中に、現役のタクシードライバーがいるが問題はないのか。事業者としては、賃金等が支払われるのであれば引っかかる所がある。

事務局：運転者として労務につかれた場合は、賃金が支払われる。対象となる方については、常時従事されるわけではなく、あくまで臨時的に運転者の確保ができない場合などに限定され、会社の勤務ではない日で従事が可能な場合だけと想定している。

委員：乗車場所で道路に面した店舗が駐車場所として記載してあるが、交通安全上支障ないような対応が必要と思われる。

事務局：駐車場所の表示は、その場所付近ということで表示している。運行するオレンジバス運行部会には、店舗の駐車場など交通に支障ないところでの乗降となるよう説明している。

決 議

運行の合意について諮り、委員からの異議なく承認。

②道路交通法第44条第2項第2号に係るバス停の使用について

別紙資料により、事務局が説明。

意見等

委員：乗合タクシー等の運行区域が拡張していくと、公共交通事業者は立ち行かなくなる。ほかの地域での運行を検討される場合は、事業者とも協議して慎重に検討し、民間事業者の圧迫をしないように考えてもらいたい。

事務局：コミュニティ交通の導入については、既存の路線バスやタクシーとの共存する形で進めなければならないと考えている。運輸局からも、まずは緑ナンバーの事業者を堅持する形でなければならない指導もあり、事業者との協議なしでは進めるようなことは考えていない。

委員：2016年からタクシーも地域公共交通機関として見なすという国の方針も出されているので、タクシー事業も公共交通であることを念頭において、タクシーにできることは

タクシーに任せるなど、民間を圧迫しない進め方を願います。
事務局：ご意見内容を念頭において、今後進めさせていただく。

決 議

バス停の使用の合意について諮り、委員からの異議なく承認。

③その他

意見等

委 員：箱崎地区の運行の検討を報道で見た記憶があるが、検討されているのか

事務局：再編実施計画の中で箱崎地区も重点地域にされている。具体的な運行開始までは協議ができていない。来年度の運行開始について、協議の相談はあっている。地域では、アンケート調査など先行してされているので、地域内では、想定より進んでいる可能性はある。

閉 会

以上